

生コンクリート設計単価の補正について（通知）

資材の設計単価については、4月1日以降補正額を計上していたところですが、6月1日以降の単価については、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

- 1 適用日 平成25年6月1日以降
(現状の製造・供給条件に基づいた取引価格の調査結果に基づく価格設定が可能となった時点まで)

2 補正額

	補正額		摘要
	4月以降	6月以降	
石巻	800	1,950	1,150円増額
雄勝・牡鹿	800	2,100	1,300円増額
気仙沼	800	800	据え置き
気仙沼(大島)	7,000	8,000	1,000円増額
南三陸	800	800	据え置き